



## 衛生委員会報告

### ★障害者虐待防止法とは

- 障害者虐待防止法は、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」として施行されました。

この法律は、障害者への虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

- ここで指す障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。また、本人の「自覚」は問われません。
- この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

### ★この法律での虐待とは

- この法律では「障害者虐待」を次の3ケースに分けています。

#### ◆養護者による障害者虐待

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。

#### ◆障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。

#### ◆使用者による障害者虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

- 虐待の具体例を挙げてみます。

#### ◆身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

- ・平手打ちにする ・殴る ・蹴る ・叩きつける ・つねる
- ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけどさせる ・縛り付ける ・閉じ込める など

#### ◆性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

- ・性的な行為や接触を強要する ・障害者の前でわいせつな会話をする
- ・わいせつな映像を見せる など

#### ◆心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- ・怒鳴る ・罵る ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・無視をする など

#### ◆放置放棄

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、前述に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること

- ・食事や水分を与えない ・入浴や着替えをさせない ・排泄の介助をしない ・掃除をしない
- ・病気やけがをしても受診させない ・第三者による虐待を放置する など

#### ◆経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

- ・本人の同意なしに財産や預貯金、年金などを処分・運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない など

- 私たちが意識、無意識問わず行ってしまっているかも知れないことを今一度真摯な気持ちで見直してみましょう。

#### ★障害者虐待を見かけたら…

- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したら、速やかに区市町村等の窓口へ通報しなければなりません。

また、障害者虐待を受けた障害者は、区市町村等の窓口へ届け出ることができます。

障害者虐待を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたら、まず、区市町村等の窓口へ連絡、または相談しましょう。

通報・届出等の秘密は守られ、通報・届出等を理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

#### ★最後に

- 障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為を禁止しています。虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

虐待のない社会を目指して虐待を見逃すことがないようにしましょう。

作成者 草野裕子